

○久留米大学病院医療安全監査委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、九州大学病院、産業医科大学病院、福岡大学病院及び久留米大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で組織された監査委員会委員相互派遣に関する申合せに基づき、久留米大学病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員の3名以上をもって組織する。

- (1) 医療安全管理部専従（専ら従事する）医師又は医療安全管理の経験を有する医師
- (2) 医療安全管理者又は医療安全管理の経験を有する看護師
- (3) 医薬品安全管理責任者又は医薬品安全管理責任者が指名する薬剤師
- (4) 医療機器安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者が指名する臨床工学技士
- (5) 法律に関する識見を有する者
- (6) 医療を受ける者

2 前項に規定する委員は、第6号の委員1名以上を含むものとし、第1号及び第6号並びに半数を超える委員については、本院と利害関係のない者とする。

3 前1項第1号から第4号の委員については、監査委員会委員相互派遣に関する申合せ第2条及び第3条に基づき選出する。

4 前2項に規定する本院と利害関係のない者については、過去10年以内に本院と雇用関係にない者かつ委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金、契約金等（監査委員会に係る費用を除く。）を派遣先病院から受領していない者とする。

(運営)

第3条 委員会は理事長が設置し、委員会の委員名簿、選定理由等を厚生労働大臣へ届け出るとともに公表する。

2 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に規定する医師をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 委員会は、1年に2回以上開催するものとする。

(業務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全に係る管理体制及び業務について、病院長から報告等を求めた上で、実施で確認すること
- (2) 開設者及び管理者に対して、必要に応じ、医療に係る安全管理についての是正措置を講じるように指導すること

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、病院事務部医療安全管理事務室において処理する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、医療安全管理対策委員会の議を経て行う。

附 則

この要領は、平成29年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月5日から施行し、同年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月15日から施行し、同年3月1日から適用する。
- 2 「久留米大学病院外部監査委員会要領」は、この施行日をもって「久留米大学病院医療安全監査委員会」に名称変更する。